

1. 令和3年第4回郡上市議会定例会議事日程（第5日）

令和3年12月23日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 議案第118号 郡上市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程3 議案第119号 郡上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程4 議案第120号 郡上市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程5 議案第121号 郡上市立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第130号 郡上旬彩館やまとの朝市の指定管理者の指定について
- 日程7 議案第131号 郡上市ひるがの高原サービスエリア地域食材供給施設の指定管理者の指定について
- 日程8 議案第132号 郡上市牧歌の里施設及び郡上市高鷲ふれあい農園施設の指定管理者の指定について
- 日程9 議案第133号 郡上八幡旧庁舎記念館ほか5施設の指定管理者の指定について
- 日程10 議案第134号 郡上市大和古今伝授の里フィールドミュージアムほか3施設の指定管理者の指定について
- 日程11 議案第135号 郡上市白鳥石徹白交流促進センターの指定管理者の指定について
- 日程12 議案第136号 郡上市ひるがの高原多目的広場ほか2施設の指定管理者の指定について
- 日程13 議案第137号 湯の平温泉の指定管理者の指定について
- 日程14 議案第138号 郡上市明宝磨墨の里公園の指定管理者の指定について
- 日程15 議案第139号 郡上市和良運動公園の指定管理者の指定について
- 日程16 議案第140号 郡上市八幡デイサービスセンターほか7施設の指定管理者の指定について
- 日程17 議案第141号 すみれ作業所及びびぼらの家の指定管理者の指定について
- 日程18 議案第142号 フレンドシップつくしの家の指定管理者の指定について
- 日程19 議案第143号 高鷲吠高原スポーツ広場の指定管理者の指定について
- 日程20 議案第144号 字区域の変更について
- 日程21 議案第145号 財産の取得及び処分の変更について
- 日程22 議案第146号 財産の取得及び処分の変更について
- 日程23 請願第3号 日本政府が「核兵器禁止条約」に署名・批准することを求める意見書提

出を求める請願について

日程24 請願第4号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願書について

2. 本日の会議に付した事件

日程1から日程24まで

日程25 議案第149号 令和3年度郡上市一般会計補正予算(第6号)について

日程26 議発第13号 消防団の活動に係る支援の充実を求める意見書について

日程27 議報告第12号 諸般の報告について(議員派遣の報告)

3. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1番	本田 教治	2番	長岡 文男
3番	田代 まさよ	4番	田中 義久
5番	蓑島 もとみ	6番	三島 一貴
7番	森藤 文男	8番	原 喜与美
9番	野田 勝彦	10番	山川 直保
11番	田中 やすひさ	12番	森 喜人
13番	田代 はつ江	14番	兼山 悌孝
15番	尾村 忠雄	16番	渡辺 友三
17番	清水 敏夫	18番	美谷添 生

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置 敏明	副市長	青木 修
教育長	熊田 一泰	市長公室長	日置 美晴
総務部長	古田 年久	市長公室付部長	河合 保隆
健康福祉部長	田口 昌彦	農林水産部長	五味川 康浩
商工観光部長	可児 俊行	建設部長	小酒井 章義
環境水道部長	猪俣 浩已	郡上偕楽園長	勝水 崇博
教育次長	佃 良之	会計管理者	中山 洋
消防長	笹原 克仁	郡上市民病院事務局長	藤田 重信
国保白鳥病院事務局長	川尻 成丈	代表監査委員	大坪 博之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	大坪 一久	議会事務局 議会総務課 課長補佐	松山 由佳
議会事務局 議会総務 係	三島 栄志		

◎開議の宣告

○議長（山川直保） おはようございます。

議員各位におかれましては、11月30日の開会以来、それぞれ出務御苦労さまでございます。いよいよ最終日を迎えることとなりました。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

ただいまの出席議員は、18名であります。

定足数に達しておりますのでこれより会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（山川直保） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には17番 清水敏夫議員、18番 美谷添生議員を指名いたします。

◎議案第118号から議案第121号までについて（委員長報告・採決）

○議長（山川直保） 日程2、議案第118号 郡上市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてから日程5、議案第121号 郡上市立学校設置条例の一部を改正する条例についてまでの4議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題としました4議案は、文教民生常任委員会に審査を付託してあります。

委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。文教民生常任委員会委員長、渡辺友三議員。

16番 渡辺友三議員。

○16番（渡辺友三） おはようございます。それでは、文教民生常任委員会より報告をさせていただきます。

令和3年第4回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例4議案につきまして、令和3年12月15日開催の第5回文教民生常任委員会において慎重に審議いたしましたので、その経過と結果を報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第118号 郡上市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、小川保育園を明宝保育園に統合するための改正であるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、明宝保育園と小川保育園の統合後の保育士の処遇について質問があり、統合後は児童数により決まる保育士の法定人数に合わせて職員配置をしていくため、その他の保育園に配置されることもあるとの説明がありました。

小川地域からの通園方法について質問があり、自主運行バスを利用した通園となるが、保育士の添乗が必要であるため、自主運行バスに保育士1名が乗車することとなる。保護者の希望により帰りは保護者が迎えにくるため、帰りの自主運行バスは利用しない対応となること、小川地域から明宝保育園に通園する2名以外には子どもがいないため、今後、出生があった場合には、通園方法を再検討するとの説明がありました。

統合する両園の事前交流会について質問があり、交流会は以前から行われており、各園へ行き、1日を過ごす中で体験教室やものづくりをしたり、遊んだりしながら交流をしており、統合まで継続して実施してほしいと要望されているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第119号 郡上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定を整備するための改正であるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、電子情報や書類の管理方法について質問があり、市立保育園については、文書は郡上市公文書規程、データは郡上市情報セキュリティに関する基本方針に基づいて保存・保管をしていくことになり、管理ソフトにはエクセル・ワードが標準的に使われて、各園に特別なシステムは導入していない。現在の運用は、電磁的記録として保存はするが、必要なものは紙媒体でもファイリングし保存しているとの説明がありました。

私立保育園に対する市や県の指導・サポート状況について質問があり、岐阜県の指導監査が保育所等に入るため、その場で文書の保存方法等の確認が行われ、保存方法が望ましくない場合や、流出等のおそれのあるような場合は県から指導が行われることとなるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第120号 郡上市国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の見直しを図るための改正であるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、出産育児一時金の支給される時期について質問があり、妊娠12週、84日以降であるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第121号 郡上市立学校設置条例の一部を改正する条例について。

教育次長から、小川小学校を明宝小学校に統合するための改正及び大和地域の小学校を統合し大和小学校を新設するための改正であるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、小川小学校の統合について、明宝小学校の児童にはどういう形で伝えているかとの質問があり、児童へは学校から説明をしている。両校は、テレビ会議等も活用し事前交流を進めており、特にめいほうトンネル開通後は毎月合同授業を実施するようにしていることなどから、児童にも十分説明が行き渡っているものと考えているとの説明がありました。

小川地区からの児童のバス通学の方法について質問があり、登校は中学生と同じ自主運行バスを利用し、下校は、時間の関係から公用車を利用して運行委託とする方法とし、必要最小限の経費で適切な通学時間が確保できるよう運転手の確保も含め、委託事業者に受けていただく方針で進めているとの説明がありました。

大和地域の通学方法の検討状況について質問があり、使用するバスの全てをスクールバスとする場合は、現在の大和地域全体の使用台数より2台増える見込みであるが、現在、統合準備委員会で公共交通機関利用を含めて検討中であり、今後詰めていくとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。

令和3年12月23日、郡上市議会議長 山川直保様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 渡辺友三。

以上でございます。

○議長（山川直保） ありがとうございます。

報告が終わりましたので、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第118号 郡上市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第118号に対する討論の通告はありませんので討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 異議なしと認めます。よって、議案第118号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第119号 郡上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第119号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 異議なしと認めます。よって、議案第119号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第120号 郡上市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第120号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 異議なしと認めます。よって、議案第120号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第121号 郡上市立学校設置条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第121号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 異議なしと認めます。よって、議案第121号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第130号から議案第143号までについて（委員長報告・採決）

○議長（山川直保） 日程6、議案第130号 郡上旬彩館やまとの朝市の指定管理者の指定についてから日程19、議案第143号 高鷲吹高原スポーツ広場の指定管理者の指定についての14議案を一括議題といたします。

ただいま、一括議題といたしました14議案は、各常任委員会に審査を付託してあります。

委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

初めに、産業建設常任委員会委員長、兼山悌孝議員。

14番 兼山悌孝議員。

○14番（兼山悌孝） おはようございます。それでは、産業建設常任委員会に付託されました議案の報告をいたします。

令和3年第4回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました指定管理者の指定10議案につきまして、令和3年12月14日開催の第7回産業建設常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第130号 郡上旬彩館やまとの朝市の指定管理者の指定について。

農林水産部長から、郡上旬彩館やまとの朝市の指定管理者について、5年間を指定の期間として、引き続き郡上大和総合開発株式会社を指定管理者とすることについて説明を受けました。

審査の中で、委員から、施設の指定管理者への譲渡の可能性について質問があり、補助金による制限期間中であるため、農業振興の拠点として引き続き市として所有するとの説明がありました。

本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第131号 郡上市ひるがの高原サービスエリア地域食材供給施設の指定管理者の指定について。

農林水産部長から、郡上市ひるがの高原サービスエリア地域食材供給施設の指定管理者について、5年間を指定の期間として、引き続き株式会社ハイウェイたかすを指定管理者とすることについて説明を受けました。

審査の中で、委員から、施設用地に関する質問があり、借地契約は中日本高速道路株式会社と市との契約となっており、借地面積は駐車場の拡張に伴い以前より1,034平方メートル増加した3,624平方メートル、契約期間は令和35年までとなっているが、借地料は指定管理者が負担しているとの説明がありました。

施設の指定管理者への譲渡の可能性について質問があり、中日本高速道路株式会社との契約期間は市が関与する必要があるため、施設は引き続き公の施設として市が所有するが、経営面では指定管理者に一層尽力をいただくとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第132号 郡上市牧歌の里施設及び郡上市高鷲ふれあい農園施設の指定管理者の指定について。

農林水産部長から、郡上市牧歌の里施設及び郡上市高鷲ふれあい農園施設の指定管理者について、5年間を指定の期間として、引き続き株式会社牧歌コーポレーションを指定管理者とすることについて説明を受けました。

審査の中で、委員から、高鷲ふれあい農園の対象者や運営状況に関する質問があり、高鷲ふれあい農園は観光農園で、主に都市部から来られる別荘利用者等を対象としている。貸付料は1区画5,000円であり、収穫時以外の日常管理を指定管理者が代行するオーナー農園は1万円である。余剰の貸付区画では指定管理者が作付けを行い、作物の収穫後は、収穫祭の開催やスーパー等への出荷・販売が行われているとの説明がありました。

借地料は市が負担しているのかとの質問があり、契約は土地所有者との協議により市との契約となっているため、借地料は市が負担しているとの説明がありました。

牧歌の里施設については、赤字経営が続く状況を懸念する質問があり、牧歌の里施設にはバローグループの出資等が行われており、同グループの社員の保養施設としての利用や、同グループでの各種販売キャンペーンの活用など支援体制が取られている。また、市としても、大人半額・高校生以下無料の市民限定割引が実施されており、毎年夏休み前に市内全校にチラシを配布するなど集客対策に努めている。さらに、コロナ禍でも安心して楽しめる施設として、今年の10月、11月は過去最高の入込客となり、天候さえ恵まれれば黒字化が見込まれる施設であり、指定管理者とは引き続き連携を図りながら経営状態を注視し、長期的な視点で経営改善に向けて努めるとの説明がありました。

施設の指定管理者への譲渡の可能性について質問があり、補助金による制限が消滅するまでは事業再生化及び経営健全化に努めることとし、当面5年間は継続して公の施設として管理していきたいとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第133号 郡上八幡旧庁舎記念館ほか5施設の指定管理者の指定について。

商工観光部長から、郡上八幡旧庁舎記念館ほか5施設の指定管理者について、5年間を指定の期間として、引き続き一般財団法人郡上八幡産業振興公社を指定管理者とすることについて説明を受けました。

審査の中で、委員から、指定管理者制度による委託業務とその他の業務との仕分けはなされているのかとの質問があり、同公社の収益状況は指定管理施設としての収益と独自収益事業とは区別されているとの説明がありました。

郡上八幡城下町プラザの指定管理料はないが、入場料を徴収する施設ではないため、道の駅と同

等の施設とみなし、指定管理料の算入はできないかとの質問があり、同施設については、令和2年度は赤字に転じているが、基本的には収益を上げている施設であり、今後検討は必要であるが、現時点では道の駅の指定管理に準じた取扱いとする予定はないとの説明がありました。

郡上八幡駅観光案内所は指定管理料が出ているが、現状は喫茶店営業のような状況であり、待合所を利用する駅利用者に対する配慮も必要ではないかとの質問があり、駅舎カフェ、売店、待合室といった各スペースの有効利用や売店利用等による観光案内の充実を図る体制づくりが重要であり、同公社と検討していきたいとの説明がありました。

今後5年間の指定管理期間における経営の立て直しは可能かとの質問があり、同公社は繰越利益剰余金や各種貸付、市からのコロナに関する支援等により令和2年度を乗り切られ、今後客足が戻り収益が上がれば借入金の返済も可能と思われる。組織のスリム化や経費削減といった自助努力も必要となるが、今年度組織体制を一新され、経営改革を組織的に取り組んでいただくことについて理解が得られており、コロナの影響を乗り切り、立て直しができるものと考えているとの説明がありました。

郡上八幡博覧館や郡上八幡城の入館者数の大幅な落ち込みがあるが、利益が出た場合は規定の額を市に納めること、損失が出た場合は市が補填することを指定管理の基本とすべきではないかとの質問があり、現況の社会情勢等を加味し、指定管理施設全体で見直しを検討していきたいとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第134号 郡上市大和古今伝授の里フィールドミュージアムほか3施設の指定管理者の指定について。

商工観光部長から、郡上市大和古今伝授の里フィールドミュージアムほか3施設の指定管理者について、5年間で指定の期間として、引き続き郡上大和総合開発株式会社を指定管理者とすることについて説明を受けました。

審査の中で、委員から、令和2年10月に開業したホテル「フェアフィールド・バイ・マリオット・岐阜郡上」のやまと温泉やすらぎ館への影響について質問があり、同ホテルの客室はシャワー設備のみのため、入浴は温泉を利用することとなり、温泉利用者は令和2年10月が163人、11月が396人と順調に伸びていたが、12月15日以降の3県知事共同緊急メッセージの発出以降は伸び悩んだ。なお、時短要請期間中は、県と協議の上、時短を行わず温泉の利用を可能とした。また、購買については、ホテル開業の影響により平日の美容健康関連商品の売上増加が見られた。通常どおりの稼働であれば、温泉利用、購買とも増加が見込まれたとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第135号 郡上市白鳥石徹白交流促進センターの指定管理者の指定について。

商工観光部長から、郡上市白鳥石徹白交流促進センターの指定管理者について、5年間で指定の期間として、引き続き株式会社伊野原の郷を指定管理者とすることについて説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。
議案第136号 郡上市ひるがの高原多目的広場ほか2施設の指定管理者の指定について。

商工観光部長から、郡上市ひるがの高原多目的広場ほか2施設の指定管理者について、5年間で指定の期間として、引き続き協同組合高鷲観光協会を指定管理者とすることについて説明を受けました。

審査の中で、委員から、郡上市ひるがの湿原植物園は昭和62年度に建設され老朽化が進んでいると思われるが、指定管理期間を5年間ですることは問題はないかとの質問があり、現時点では指定管理者や高鷲地域から大規模修繕の要望はない状況であり、経常的な修繕を行い、施設の長寿命化を図りながら活用していくとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第137号 湯の平温泉の指定管理者の指定について。

商工観光部長から、湯の平温泉の指定管理者について、5年間で指定の期間として、公募による選定の結果、引き続き奥長良観光開発株式会社を指定管理者とすることについて説明を受けました。

審査の中で、委員から、温泉施設の今後の修繕や整備の計画の考え方について質問があり、市内の温泉施設はいずれも老朽化が進んでいるが、特に湯の平温泉については、泉質による配管清掃の維持管理経費と老朽化による修繕が発生する。各指定管理者との協議の中で修繕箇所の優先順位を決定し、必要な予算要求を行うとともに、指定管理者の負担割合に基づく対応が可能な範囲で計画的に修繕を実施していくとの説明がありました。

委員から、コロナ禍で厳しい経営状況であるが、5年間の指定管理を引き受けられたことを市としても支援し、計画的な改修、修繕を行い、乗り切ってもらいたいとの意見がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第138号 郡上市明宝磨墨の里公園の指定管理者の指定について。

商工観光部長から、郡上市明宝磨墨の里公園の指定管理者について、5年間で指定の期間として、引き続き株式会社明宝マスターズを指定管理者とすることについて説明を受けました。

審査の中で、委員から、本施設に限らず旧町村時代に建設された施設は老朽化が進んでいるが、指定管理者からの要望や意見はないかとの質問があり、市と指定管理者が協議の上負担割合を決定するが、その際は経営状況、公共性、施設の経過年数等の各項目について点数を決めていき、点数が大きいほど市の負担割合が大きくなるため、指定管理者から適正な判断をしてほしいとの要望がある。また、地域住民が磨墨の里公園を有効活用するための様々な計画があると聞いているが、事業の収益性や効果について十分な検討と精査が必要であるとの説明がありました。

関連して、道の駅が地域振興の拠点として地域住民に利用され、商売ができる施設となることを願うが、公の施設であることによって改修が容易でないとの話も聞くため、事業等を精査の上的確な対応をされたいとの意見があり、指定管理とは別の独自収益事業については協議に応じるが、市の指定管理者制度全体としての取決めがあるため、関係部署と連携を取りながら、独自収益事業として認められる部分の範囲を明確にしたいとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第139号 郡上市和良運動公園の指定管理者の指定について。

商工観光部長から、郡上市和良運動公園の指定管理者について、5年間で指定の期間として、引き続き和良運動公園管理組合を指定管理者とすることについて説明を受けました。

審査の中で、委員から、令和2年度は利用者数が減少しているが、事業収入の落ち込みが小幅であった理由について質問があり、事業収入の主な内訳は運動公園のテニスコート使用料と店舗のテナント料であるが、テニスコート使用料の落ち込みが少なかったためであるとの説明がありました。

指定管理者が企業ではなく地元の任意団体の場合、損失が発生した場合は市が責任を負うこととなるのかとの質問があり、和良運動公園管理組合は地元で構成された組合であり、非公募により指定管理者として指定している。現在は黒字だが、損失が発生し管理運営が難しいような状況となれば、公募による選定もあり得る。また、公共施設適正配置計画では指定管理者制度を継続する施設となっており、道の駅としての設置要件も十分踏まえながら、今後の管理運営の在り方等については、公共施設適正配置計画のスケジュールに沿って検討していくこととなるとの説明がありました。

委員から、指定管理期間等は公共施設適正配置計画との整合性を図られたいとの意見がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。

令和3年12月23日、郡上市議会議長 山川直保様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 兼山 悌孝。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（山川直保） ありがとうございました。

続きまして、文教民生常任委員会委員長、渡辺友三議員。

16番 渡辺友三議員。

○16番（渡辺友三） それでは、文教民生常任委員会の報告をさせていただきます。

令和3年第4回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました指定管理者の指定4議案につきまして、令和3年12月15日開催の第5回文教民生常任委員会において慎重に審査を行いましたので、その経過と結果を報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いた

します。

議案第140号 郡上市八幡デイサービスセンターほか7施設の指定管理者の指定について。

健康福祉部長から、郡上市八幡デイサービスセンターほか7施設の指定管理者について、5年間を指定期間とし、引き続き社会福祉法人郡上市社会福祉協議会を指定管理者とすることについて説明を受けました。

審査の中で、委員から、8施設全てがコロナ特例加算と利用者増加により令和2年度に関して収支が改善しているが、コロナ特例加算も一時的なものであることを踏まえた今後の見通しについて質問があり、令和2年度では、サービス提供について特例的に2段階上げての単価設定ができる運用とされたが、その特例は令和3年度に廃止されており、令和2年度ほどの特別な収入はないが、3年に1回の介護報酬改定の年でベースが少し上がっていることから、赤字が懸念される状況ではなく、収支が合う状況で進んでいるとの説明がありました。

譲渡を検討する施設がある中で、全て指定管理期間が5年になっていることについて質問があり、市の指定管理者制度の運用に係る方針において、指定期間は原則5年で、特別の事情がある場合には相当期間数とされており、3年とする場合は、譲渡等を協議する施設、指定管理者制度を新たに導入する施設としている。譲渡については、相手方の意向もあることや、譲渡に当たって修繕が必要になるため、協議が整うにはある程度の時間を要するというのが現状であり、公共施設適正配置計画に基づいてできる限り早期に譲渡できるように努力をするが、指定管理期間については、まず5年とし、協議が整えば指定管理期間中であっても譲渡することになるとの説明がありました。

指定管理者の選定理由について質問があり、今回の施設は、実際は複合施設もあるが、他の団体が管理していること、また、同様の施設を経営している団体に対して指名することが、明らかに効果的で効率的と認められる場合という部分でも該当していることから、引き続き、選定理由④とした。選定理由①の複合施設で一つの管理者が施設全体を一体的に管理したほうが合理的で効率的と認められる場合というのは、一つの施設の中で高齢者や児童のサービスなど複数の部門のことを一体的に運営している場合であるとの説明がありました。

白鳥地域の3つのデイサービス施設についての今後について質問があり、白鳥北部デイサービスセンターについては高鷲デイサービスセンターと近い距離にあることから、公共施設の見直し方針の中では、統合していく方針であり、利用者と社会福祉協議会と話し合い、いつ頃実現できるかを今後話し合っていく予定であること、白鳥の中心部にある白鳥デイサービスセンターについては施設自体が非常に老朽化していることから、活用が減っていくと予想しているとの説明がありました。

国保白鳥病院がデイケアを行い、民間事業者も行っていることなどを配慮して5年間運営するという判断をしたかとの質問があり、今期、利用者減少を踏まえて社会福祉協議会と協議の上、5年契約の中間年で、小那比デイサービスセンターの指定管理を解除したことがあり、今回の5年間の

契約の途中であっても社会福祉協議会の雇用の継続性や人手不足の課題等、配慮しながら5年契約の途中でも、縮小が可能であれば行っていくとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第141号 すみれ作業所及びぼぶらの家の指定管理者の指定について。

健康福祉部長から、すみれ作業所及びぼぶらの家の指定管理者の指定について、5年間で指定の期間として、引き続き社会福祉法人郡上市社会福祉協議会を指定管理者とすることについて説明を受けました。

審査の中で、委員からNPOぼぶらの会とぼぶらの家について質問があり、障がい者の就労支援事業は社会福祉協議会が指定管理施設において実施する一方で、NPOぼぶらの会は新しい事業を行うため法人化を目指していると聞いており、今回の指定管理とは関係なく、NPOとは会計も別であるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第142号 フレンドシップつくしの家の指定管理者の指定について。

健康福祉部長から、フレンドシップつくしの家の指定管理者の指定について、5年間で指定の期間とし、引き続き特定非営利活動法人郡上つくし会を指定管理者とすることについて説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第143号 高鷲吼高原スポーツ広場の指定管理者の指定について。

教育次長から、高鷲吼高原スポーツ広場の指定管理者の指定について、5年間で指定期間として、引き続き協同組合高鷲観光協会を指定管理者とすることについての説明を受けました。

審査の中で、委員から、令和2年度はコロナ禍であったが、利用実績が増えた理由について質問があり、当施設では前年度から予約が入っており、緊急事態宣言下での施設利用制限では、宣言前に行われた予約については利用可能であったこと、夏休み期間や9月以降の土曜日・日曜日の利用が増えたこと等によるものであり、今年度はさらに増える見込みであるとの説明がありました。

人工芝の管理について質問があり、人工芝は使用が進むと芝が寝てくるため、3年から5年の間にブラシによって芝を立たせる管理が必要であり、経費として100万円から200万円程度かかることや、当施設は、美並町のまん真ん中広場と比較して積雪により芝が寝やすいため、芝を立たせる業務は、より必要になるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。

令和3年12月23日、郡上市議会議長 山川直保様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 渡辺

友三。

以上でございます。

○議長（山川直保） ありがとうございます。

報告が終わりましたので、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第130号 郡上旬彩館やまとの朝市の指定管理者の指定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第130号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 異議なしと認めます。よって、議案第130号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第131号 郡上市ひるがの高原サービスエリア地域食材供給施設の指定管理者の指定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第131号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 異議なしと認めます。よって、議案第131号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第132号 郡上市牧歌の里施設及び郡上市高鷲ふれあい農園施設の指定管理者の指定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第132号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 異議なしと認めます。よって、議案第132号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第133号 郡上八幡旧庁舎記念館ほか5施設の指定管理者の指定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第133号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 異議なしと認めます。よって、議案第133号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第134号 郡上市大和古今伝授の里フィールドミュージアムほか3施設の指定管理者の指定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第134号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 異議なしと認めます。よって、議案第134号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第135号 郡上市白鳥石徹白交流促進センターの指定管理者の指定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第135号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し

採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 異議なしと認めます。よって、議案第135号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第136号 郡上市ひるがの高原多目的広場ほか2施設の指定管理者の指定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第136号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 異議なしと認めます。よって、議案第136号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第137号 湯の平温泉の指定管理者の指定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第137号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 異議なしと認めます。よって、議案第137号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第138号 郡上市明宝磨墨の里公園の指定管理者の指定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第138号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 異議なしと認めます。よって、議案第138号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第139号 郡上市和良運動公園の指定管理者の指定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第139号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 異議なしと認めます。よって、議案第139号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第140号 郡上市八幡デイサービスセンターほか7施設の指定管理者の指定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第140号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 異議なしと認めます。よって、議案第140号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第141号 すみれ作業所及びぼぶらの家の指定管理者の指定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（山川直保） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第141号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 異議なしと認めます。よって、議案第141号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第142号 フレンドシップつくしの家の指定管理者の指定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第142号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 異議なしと認めます。よって、議案第142号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第143号 高鷲吼高原スポーツ広場の指定管理者の指定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第143号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 異議なしと認めます。よって、議案第143号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第144号について（委員長報告・採決）

○議長（山川直保） 日程20、議案第144号 字区域の変更についてを議題といたします。

ただいま議題といたしました議案は、産業建設常任委員会に審査を付託してあります。委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、兼山悌孝議員。

14番 兼山悌孝議員。

○14番（兼山悌孝） それでは、報告をいたします。

令和3年第4回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました字区域の変更につきまして、令和3年12月14日開催の第7回産業建設常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第144号 字区域の変更について。

建設部長から、郡上市初納土地区画整理事業の施行に伴い、字区域を変更するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、この事業は協同組合郡上エコロジーセンターが宅地造成を行った場所であるが、事業は完了したかとの質問があり、本事業は長期にわたる事業であり、同センターによる残土処分を行った後、区画整理事業により整備を行い、3つの保留地の販売と、事業運営資金の借入れを行う必要があったが、同センターによって現物支給として舗装整備が行われ、保留地は2区画が売却済みで、残りの1区画も売却のめどが立っており、資金の借入れを行うことなく事業が完了する予定であるとの説明がありました。

何軒程度の住宅の建設を想定しているかとの質問があり、店舗が建設された区画を除いて区画は25区画あり、そのうち3区画が保留地、2区画が調整池で、20区画が宅地として、道路整備等が行われた部分を除いて元の地権者に戻ることになるとの説明がありました。

面積が減少する字の変更手続は必要ないのかとの質問があり、事業区域全体は2.44ヘクタールであり、今後法務局との協議により地番を割り振ることになるが、隣接する字の一部を字下島に変更するもので、字界が変更になるものであり、面積の増減ということではないとの説明がありました。

所属する自治会について質問があり、口明方南部自治会初納地区となる予定であるとの説明がありました。

上下水道の整備は完了しているのかとの質問があり、配管は道路整備に合わせて整備済みであり、下水を送水する圧送ポンプ等は保留となっていたが、新築に関する相談があったため、環境水道部において今年度中に補正予算対応により整備予定であるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。

令和3年12月23日、郡上市議会議長 山川直保様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 兼山

悌孝。

以上、よろしくお願いいいたします。

○議長（山川直保） ありがとうございます。

報告が終わりましたので、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第144号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 異議なしと認めます。よって、議案第144号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第145号及び議案第146号について（委員長報告・採決）

○議長（山川直保） 日程21、議案第145号 財産の取得及び処分の変更について及び日程22、議案第146号 財産の取得及び処分の変更についての2議案を一括議題といたします。

ただいま、一括議題といたしました2議案は、産業建設常任委員会に審査を付託してあります。

委員長から審査の経過と結果について、報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、兼山悌孝議員。

14番 兼山悌孝議員。

○14番（兼山悌孝） それでは、報告をいたします。

令和3年第4回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました財産の取得及び処分の変更2議案につきまして、令和3年12月14日開催の第7回産業建設常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第145号 財産の取得及び処分の変更について。

農林水産部長から、畜産担い手育成総合整備事業に係り、一般社団法人岐阜県農畜産公社が整備した施設を一時的に市が取得し、高鷲町の農家に売却することについて、令和3年9月30日議案第114号にて議決を経ているが、鋼材や木材の主要資材価格の増により、取得・処分予定金額を変更するものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。
議案第146号 財産の取得及び処分の変更について。

農林水産部長から、畜産担い手育成総合整備事業に係り、一般社団法人岐阜県農畜産公社が整備した施設を一時的に市が取得し、八幡町の農家に売却することについて、令和3年9月30日議案第115号にて議決を経ているが、地盤改良工事、送風装置の増により、取得・処分予定金額を変更するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、なぜ変更や追加が必要となったのかとの質問があり、同公社が農家の要望に応える形で整備を行うという本事業の制度上、変更が認められている。変更の理由としては、工事発注後に地盤の強度不足が判明したことによる地盤改良工事の追加と、臭気の周辺環境への配慮のための送風用のブロワー8基の設置及び送風配管工事の追加であるが、いずれの整備も農家の負担で実施されるもので、新たな市の負担が生じることはないとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告をします。

令和3年12月23日、郡上市議会議長 山川直保様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 兼山 悌孝。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（山川直保） ありがとうございます。

報告が終わりましたので、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第145号 財産の取得及び処分の変更について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第145号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 異議なしと認めます。よって、議案第145号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第146号 財産の取得及び処分の変更について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第146号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 異議なしと認めます。よって、議案第146号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

ただいまより暫時休憩といたします。再開は、10時50分といたします。お願いします。

（午前10時39分）

○議長（山川直保） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午前10時50分）

◎請願第3号及び請願第4号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（山川直保） 日程23、請願第3号 日本政府が「核兵器禁止条約」に署名・批准することを求める意見書提出を求める請願について及び日程24、請願第4号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願書についての2件を一括議題といたします。

ただいま、一括議題といたしました2件は、各常任委員会に審査を付託してあります。

委員長から審査の経過と結果について、報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長、田中やすひさ議員。

11番 田中やすひさ議員。

○11番（田中やすひさ） それでは、総務常任委員会の報告をさせていただきます。

継続審査となっておりました請願1件につきまして、令和3年11月11日開催の第4回総務常任委員会以降、閉会中にも審議を重ね、慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

請願第3号 日本政府が「核兵器禁止条約」に署名・批准することを求める意見書提出を求める請願について。

本請願については、閉会中の継続審査として日本政府や各国の立場、周辺環境について情報共有を図りながら審査を行うとともに、本定例会会期中の委員会において審査を行いました。

審査の中で、委員から郡上市議会としては、平成29年と令和元年に核兵器廃絶等を求める意見書を提出していること、日本は唯一の被爆国としての責任もあることから、請願の趣旨には賛同する

が、核の傘の下で安全保障を確保している日本が核兵器禁止条約に署名をすることはマイナス面も懸念されるとの意見がありました。

核兵器廃絶の趣旨に賛同できるため、オブザーバーとしての参加には賛成したいが、署名、批准以外の貢献として核保有国と非保有国との橋渡し役を日本が担うことが必要であるとの意見や、国際的な外交のことであり、今後国として対応していく問題であるとの意見がありました。

また、日本は核保有国に囲まれており、アメリカの核の傘の下で守られている中、核兵器禁止条約に署名・批准することは、安全保障上の問題から難しいとの意見がありました。

審査の結果、本委員会としては賛成多数で、本件は趣旨採択とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。令和3年12月23日、郡上市議会議長 山川直保様。郡上市議会総務常任委員会委員長 田中やすひさ。

以上です。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（山川直保） ありがとうございます。

続きまして、産業建設常任委員会委員長、兼山悌孝議員。

14番 兼山悌孝議員。

○14番（兼山悌孝） それでは、報告をいたします。

令和3年第4回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました請願1件につきまして、令和3年12月14日開催の第7回産業建設常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

請願第4号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願書。

紹介議員から、受動喫煙をもたらさない施設が必要であり、7地域の観光協会長が本請願の趣旨に賛同している。請願者の願意として、設置後の施設管理を市の責任において行うことも含まれているとの説明がありました。

委員から、たばこは出火原因の1位であること、喫煙による健康被害によって莫大な医療費がかかっていること、喫煙場所の設置によって分煙効果はあるが、喫煙を奨励する施設の設置を市が率先して行うべきものではないこと、たばこ税は目的税ではなく一般財源であり、たばこ税の活用を理由とすることは不適當であることといった理由から反対であるとの意見が出ました。

他の委員から、喫煙場所があることによって吸い殻のポイ捨てによる環境汚染の防止につながるとの意見や、観光立市として喫煙場所がある環境づくりを市として前向きに検討されることを期待し賛成するとの意見が出ました。

また、請願の趣旨はもつともであり、市として財源の許す限り喫煙場所の設置は必要であると考えるが、公共施設も数多くあることから、観光立市としての方針や、観光連盟、観光協会と市との役割分担を検討する必要があるのではないかと意見が出ました。

審査の結果、本委員会としては賛成多数で本件は採択することに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。

令和3年12月23日、郡上市議会議長 山川直保様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 兼山 梯孝。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（山川直保） ありがとうございます。

報告が終わりましたので、請願ごとに質疑、討論、採決を行います。

請願第3号 日本政府が「核兵器禁止条約」に署名・批准することを求める意見書提出を求める請願について委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（山川直保） 9番 野田勝彦議員。

○9番（野田勝彦） 9番 野田でございます。

1つだけ質問といいますか、確認をさせていただきたいと存じます。この請願は、国に意見書を上げてほしいという内容であります。今まであまり、ちょっと経験がなかったんですが、今回、趣旨採択という形になったわけですが、——なる予定ですが、趣旨採択になった場合は、国に対する意見書はどのような扱いになるのかをちょっと教えていただきたいと思います。お願いします。

○議長（山川直保） 11番 田中やすひさ議員。

○11番（田中やすひさ） 趣旨採択になった場合は、例えばこの請願内容は、意見書を出してほしいというような請願でございましたので、採択になった場合は意見書を出すことになると思います。ただ、趣旨採択になった場合は、どのようにするかということについては、拘束されない、出さなくてもいいし出してほしいというようなことだと考えております。

その件につきまして、少し御説明をさせていただきます。これ、閉会中にも審議を重ね、慎重に審査をいたしましたということが書いてありますが、総務委員会の中で、かなりいろんなところから資料を取り寄せまして、何回も議論を重ねてまいりました。日本政府の立場、外務省の立場はもとより、核保有国の立場、非核保有国の立場、また、国連の軍縮の担当の方の御意見、また、ドイツがオブザーバー参加をしたというような報道、岸田総理のお考え、いろんな立場から、また、日本の周辺環境についての状況について検討させていただきました。

その中で、本件は趣旨採択とするということになりましたが、その趣旨採択の中にも、委員の中でもかなり大きな幅があったということを感じております。

まず1つが、書いてありますが、オブザーバー参加はいいだろうと。請願内容にはオブザーバー参加をしてほしいということと、署名批准してほしいという2通りの項目がございましたが、オブザーバー参加についてはいいだろうという御意見もありました。

また、核廃絶に向けて書いてありましたが、郡上市議会も意見書を出しているが、手段として核兵器禁止条約に拘束されることはいかかなものかという御意見もありました。つまり、この趣旨として核廃絶に向かっていくことは賛同するが、手段としての核兵器禁止条約に必ずしも賛同することが正しいのかという御意見も、趣旨採択を賛同する立場の方からもありました。

また、現実的に非常に難しいのではないかといった御意見がございました。これは2つの立場から御意見がございまして、1つは岸田総理の外相時代の御発言、また、総理になられてから核兵器禁止条約に対して岸田総理はどのように思っておられるかということに対する著書からの引用というものを分析した結果、非常に現実的には厳しいが、言っていることは正しいという意味で趣旨採択という方もございました。

また、さらには、現実的には厳しいという御意見の中では、核保有国と非核保有国が、非常に核兵器禁止条約によって分断をされている現状ということも研究させていただきました。その中で、例えばNPTの検討会議に至っても、非核保有国が核兵器禁止条約を、その文言の中に入れてほしいということに対して、非常に核保有国から反発が見られたと、その結果採択ができなかったというような経緯がございました。つまり、日本の立場としては、そういった核保有国と非核保有国の分断を統合して、いかに核のない世界に向かっていくかということを高次の次元から日本としてはアプローチするべきだという意見、そこで趣旨採択にしてほしいというような御意見がございました。

つまり、趣旨採択という立場にしても、非常にこれは最大公約的なラインであって、つまり、これ以上でもこれ以下でもない、つまり、これを郡上市議会として意見書を出す出さないということではなくて、趣旨採択という部分が総務委員会としての最大公約数のラインであったということで御理解をいただきたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（山川直保） 9番 野田勝彦議員。

○9番（野田勝彦） 御説明いただきましたが、私の質問に対しては何ら答えはありませんでした。

国に対して意見書は、出すのか出さないのか。

○議長（山川直保） 11番 田中やすひさ議員。

○11番（田中やすひさ） 以上の私の先ほどの発言から、意見書を出すという結論は出なかったと
いいですか、そのような発言は委員の中からもございませんでした。

○議長（山川直保） そのほか質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（山川直保） 14番 兼山悌孝議員。

○14番（兼山悌孝） 14番 兼山です。

委員会の結論は趣旨採択ということであり、尊重したいと思いますが、私はぜひこれは採択して

ほしかったなと思っておりました。

理由は、やはり私、キューバ危機のときに公開になった文書なんかを見ておりますと、あのときの世界の緊張というのは物すごい張り詰めたときがあったと。アメリカでもソ連でも、それがとにかくボタンを押す一歩手前までどちらも行っておる。あの緊張をその当時のケネディ大統領が、人類はたいも無いものを造ってしまった、この扱いは本当に気をつけないかんという回顧録があるんですけども、その後でも、アメリカの情報しか私は持ち合わせていないんですけども、何回かやはり核を使えという、大統領がそういう境地に至ったという部分もございました。

ここで核兵器の禁止条約につきまして、今、50か国を超したんです。ということは、条例が歩き出す一歩前だということになっておりまして、最近、御存知の方もあると思いますけれども、ニューヨーク市でさえこれに批准せよという意見書を出した。アメリカの自治体の中で、300がこれを、禁止条約批准せよという意見書を出しております。

こういう中で、日本がいつまでもいつまでもそういう顔色をうかがわないかんのかと。防衛に關しましては、やはり私もそれは同じような立場ではあるんですけども、核兵器に關しましては、やはり最近では大きい核は使えんで、使える小さい核を研究せよという国まであるんです。もうあのときのキューバ危機の緊張を知り得る指導者がいない中で、こんな危険なものはないと思いますので、ぜひ積極的に私は採択してほしかったんですけども、委員会の中ではそういう積極的な意見があったかなかったかだけお伺いしたいと思います。

○議長（山川直保） 11番 田中やすひさ議員。

○11番（田中やすひさ） 委員会の中でも、今、兼山議員おっしゃったような核兵器に対する悲しさだとか、核兵器を何とかこの地上からなくしていきたいというような思いは、委員の中からも御発言がございました。

ただ、先ほど申し上げましたが、例えば国連に対して核軍縮を求める決議を我が国は出しておりますが、この中でも、NHKの報道ベースなので、この報道のベースに基づいて発言させていただきますが、その中でも、例えば各国との交渉の中で、日本が核兵器禁止条約という文言を出すのならば、日本の決議に対しては反対するという核保有国もあったというような報道をされております。

つまり、その中で、総務委員会の中で議論の多数を占めたのは、我が国は唯一の被爆国として、何とかこの世界から核兵器をなくしていかなくちゃいけない、そのために最も努力を、汗をかいていかなくちゃいけない。その汗のかき方として、核兵器禁止条約に我が国が一方に偏っていくのが、果たしてベストなやり方なのか、それによって世界から核兵器が本当に現実的に消えていくのか。今賛成している国々は、核の非保有国ばかりが条約を結んでいる状況ですので、我が国がそれに賛同したとしても、核兵器が現実的にこの世界から一つでも減っていく可能性があるのか、そういった議論をさせていただきました。

その中で、日本がやっぱり賢人会議やNPTを通して現実的に核保有国に対する、核を一つ一つ減らしていく、そういった日本は橋渡し役、まさに保有国と非保有国の間に立って、より高次の立場で核廃絶に向けて努力していきたいというような意見が出されました。

当然、総務委員会としても、郡上市議会が平成29年と令和元年、核廃絶等の意見書の提出をしていることも十分に踏まえた上で、また、郡上市の核兵器の廃絶都市という部分も踏まえた上での議論をさせていただいたと思っております。

○議長（山川直保） そのほか質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） ほかに質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、請願第3号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

請願第3号に対する委員長の報告は趣旨採択とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 異議なしと認めます。よって、請願第3号は趣旨採択とすることに決定いたしました。

請願第4号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願書について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、請願第4号に対する討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

9番 野田勝彦議員。

○9番（野田勝彦） 9番 野田でございます。よろしく申し上げます。

請願第4号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願書に対して、反対の立場から討論を申し上げます。

以下、大きく分けまして3つの観点から、なぜこれに賛成できないのかを申し上げます。

まず第1点は、たばこ税という税がどういう状況になっているのか、請願の内容によりますと、郡上市は2億数千万円のたばこ税収入があり、これが年々減少している、統計的にも明らかです。やがては、これは市の財政を圧迫するのではないかと、そういう観点で何とかたばこ税を維持する方法を提案しております。

でも、郡上市の中において、たばこ税 2 億数千万円に対して、一体どれだけたばこ税による損失があるのかというのは、統計的には多分なかろうと思います、郡上市の中では。

そこで、私、よく言われるように国においてどういう状況であるかを調べてみました。よく言われますように、たばこは多くの健康被害を生み出します。これを全部ひっくるめてたばこ病といっておりますが、あまり一般的ではないかもしれません。肺がんとか肺気腫とかいろんな病名はありますが、たどっていくとたばこの原因が非常に高い、これは、皆さん方も経験的に、あるいは身近なところでひよっとしたら御存知かもしれません。肺ばかりではありませんね、体じゅう至るところの臓器は、たばこによって大きなダメージを受けることは、もう重々承知のことだと思います。健康寿命は、約10年下がると言われています。

こういう状況で、たばこ税収が国で約 2 兆円あります。2 兆円ちょっとです。ところが、たばこの健康被害による医療費、医療が行われるということは、介護や看護もありますのでその費用、及び第 1 位を占めている、あるいは第 2 位なのかな、今は。火災、原因の大きなのは火災ですので、それらを全部合わせると 2 兆500億円、これは厚労省の統計であります。これだけでも十分に上回っております。なおかつ、先ほど申しました健康寿命が下がることによって働けなくなる、あるいは様々な収入が家計にとっても大きな減少を来すこととなります。それらの労働力による損失が、約 2 兆3,000億円、合わせると 4 兆から 5 兆円近いお金をたばこによって損失を受けているんです。これでもたばこ税を維持すべきなのか、これはまず第 1 点の問題であります。

2 つ目です。こうした健康被害を極力減らすためにも、分煙をとというのがずっと言われ続けてまいりました。かつて私たち若い頃は、職場であろうがどこであろうが煙は充満しておる時代、よく御存知だと思います。今考えると、信じられないぐらいの分煙が進んでおるわけです。これによって喫煙環境が大きく制約されて、と同時に健康志向も含めて喫煙率は激減しました。これほど大きく減ったのも、ほかにあまり例がないくらい減っていると思います。すばらしいことだと私は思っています。

分煙は大変大きな効果があり、私は、分煙そのものは決して否定はせんし、大いに進めるべきだと思いますが、ただ、分煙の効果というのは、状況によっては全く違ってきます。1 つは、建物の中あるいは敷地の中、具体的に例えばこの庁舎及び敷地を考えていただければよく分かります。こうして規制された中では、分煙効果というのは大きな効果を発揮すると思います。そこでしか吸えないという環境です。ところが、開放されたオープンのところでは一体どうでしょうか。屋外、いわば規制や禁止がない状況でのたばこというのは、分煙は果たして可能か、可能かもしれませんが、その効果はどうなんでしょうか。

例えば委員会のときに、郡上おどりの踊りの輪が、近くで吸われると大変迷惑だから、近くにそういう喫煙場所が設置してあればいいのではないかというお話もありましたが、そういう、何てい

いますか、分煙の場所というのを仮につくったとしても、そこは果たして十分利用されるだろうか。第一、そこに喫煙所があることの認知はどうやってやるのか、なかなか難しいと思います。大きな大きなあの踊りの輪の中で、ここに喫煙場所がありますということはどう認知してもらうのか。あるいは分かっておっても遠くにいる場合は、あるいは目の前にない場合は、なかなかそこまで足は向かない、これが現実かと思います。ましてやほかの場所では、目の前にあればどうか分かりませんが、そうでない限りは喫煙所の利用というのは、私はさほど期待はできないと思います。

すなわち、閉鎖された、閉じ込められた規制のある場所での分煙と、開放地域のエリアの分煙とは全く意味が違うということでもあります。今や喫煙者は、たばこと火種と携帯灰皿は3点セットで持ち歩くのを常識にしてもらいたい。そのほうが、より効果は大きいと思います。

3つ目であります。市政の問題であります。市政は、何よりもまず第一に市民の命と健康と暮らしを守ることでないでしょうか。そう考えた場合、これと真っ向逆行するたばこの喫煙環境を整備することは、いかがなものか。確かに分煙を進めるという観点はあるかもしれませんが、市民の税金による喫煙環境の整備というのは、私は市の責務、市の責任としてやるべきことではないと思います。

以上の3つの観点から、この請願の採択は賛成いたしかねます。よろしくお願ひします。

○議長（山川直保） それでは、請願に賛成の討論はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（山川直保） 8番 原喜与美議員。

○8番（原 喜与美） 8番 原です。

請願に賛成の立場で発言をさせていただきます。

確かにたばこを吸われる方々に対しましては、健康によくはないということは、私もよく承知はいたしております。

しかしながら、たばこを吸われる愛煙家の皆さんにとりましては、たばこはなくてはならないものであると同時に、このひとときが至福のひとときというふうに思われるものでございます。そうした愛煙家の方々が、いわゆる周囲を気にしないで、「あんきに」というのは郡上弁で申し訳ないですが、たばこが吸えるような場所があるべきということを思います。

ましてや観光立市を掲げております郡上市にとりましては、観光客の皆様方の中にも愛煙家の方々は多くおられようかと思われます。そうした観光客の皆様方、郡上市へ来られまして、周囲を気にしながらたばこを吸わなきゃならないというようなことはあってはならない。私は、観光客の皆様方にも、人目を気にせずゆつくり至福のひとときをつかんでいただきたいと、そういうことを思います。

また、そうした施設があれば、いわゆる受動喫煙の危険性といえますか、それらも心配も少なく

なると思います。

今、野田議員からもありましたけど、郡上市にとりましても、ある程度のたばこ税というのは貢献をしておるといふものでもございます。そうしたいろいろな面から、私は、この請願にありますように、こうした施設を設置することについては、本市としては真剣にまた前向きに検討をしていく必要があるというふうな思い、この請願につきましては、賛同するものでございます。どうぞ議員各位の御賛同をひとつよろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

○議長（山川直保） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

請願第4号に対する委員長の報告は採択であります。請願第4号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山川直保） 起立多数でありますので、請願第4号は採択とすることに決定いたしました。

ここで、日程の追加を行いたいと思います。

お諮りします。議案第149号 令和3年度郡上市一般会計補正予算（第6号）について、議発第13号 消防団の活動に係る支援の充実を求める意見書について、議報告第12号 諸般の報告について（議員派遣の報告）、以上3議案を日程に追加したいと思います。これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 異議なしと認めます。よって、議案第149号から議報告第12号までの3議案を日程に追加することに決定いたしました。

追加日程につきましては、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

◎議案第149号について（提案説明・採決）

○議長（山川直保） ただいま、日程に追加しました日程25、議案第149号 令和3年度郡上市一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

説明を求めます。

古田総務部長。

○総務部長（古田年久） それでは、議案第149号をお願いいたします。

令和3年度郡上市一般会計補正予算（第6号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年12月23日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりをいただきまして、一般会計補正予算書（第6号）の1ページをお願いいたします。

令和3年度郡上市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億1,276万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ291億3,486万円とする。

予算の詳細につきましては、お配りをしております事業概要説明一覧表で御説明をさせていただきます。

事業概要説明一覧表の1ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

3つほど記載してございますが、全て15款国庫支出金でございます。1つ目が、児童福祉費補助金として、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金でございます。2億9,500万円の増額、子育て世帯への10万円の臨時特別給付金給付事業の実施に伴う事業費補助金の追加による増額でございます。5万円の5,900人分を今回追加させていただきたいというものでございます。

続きまして、社会福祉費補助金、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費補助金4億1,270万円の増額でございます。住民税非課税世帯等への10万円の臨時特別給付金給付事業の実施に伴いまして、事業費補助金の増額をさせていただくものでございます。4,127世帯分でございます。

同じく住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事務費補助金でございます。506万6,000円の増額でございます。こちらのほうは、給付に伴う事務費ということでございます。

合計で7億1,276万6,000円でございます。

2ページをお願いいたします。

歳出のほうですが、事業2つございます。

まず1つ目ですが、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業ということで、4億1,776万6,000円の増額でございます。住民税非課税世帯に対する1世帯当たり10万円の現金給付を行う臨時特別給付金の給付に伴う増額ということでございます。4,127世帯分、4億1,270万円が給付額でございます。

支給対象の世帯につきましては、①としまして、令和3年度住民税均等割が非課税の世帯、これが3,857世帯、2つ目に、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変して、上記の①ですが、これと同様の事情にあると認められる世帯、つまり、家計の急変世帯、これを270世帯見込んでございます。

それから、支給時期及び支給方法につきましては、①につきましては2月初旬、それから、②のほう、家計急変世帯のほうは1月中旬から開始したいというふうに考えてございます。

このほか、事務費としまして、システム開発ですとか確認書の郵送料等で506万6,000円を見込ん

でございます。

続きまして、下の事業でございますが、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業、令和3年度分でございます。2億9,500万円の増額でございます。今議会の専決補正でお認めいただいた、年収960万円以下で高校生までの子どもがいる子育て世帯に、1人当たり5万円の支援を行うことに加えまして、さらに5万円を追加することによりまして、合計10万円の一括給付を行おうというものでございます。給付金でございますが、5,900人分を見込んで2億9,500万円ということでございます。

支給対象につきましては、18歳以下が5,800人でございますし、今後生まれる方を想定しまして、100人というふうに想定をしております。

それから、支給時期及び支給の方法につきましては、12月27日には児童手当支給世帯に10万円を支給、それから、その他の世帯に対しましては、年内に順次周知・啓発を実施しまして、対象世帯から提出された申請を審査後、随時支給をしたいというふうに考えてございます。

合計で、7億1,276万6,000円の増額補正でございます。

以上、御審議いただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（山川直保） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第149号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 異議なしと認めます。よって、議案第149号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第149号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 異議なしと認めます。よって、議案第149号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議発第13号について（議案朗読・提案説明・採決）

○議長（山川直保） 日程26、議発第13号 消防団の活動に係る支援の充実を求める意見書について

を議題といたします。

まず、事務局に朗読させます。

大坪議会事務局長。

○議会事務局長（大坪一久） それでは、朗読させていただきます。

議発第13号

消防団の活動に係る支援の充実を求める意見書について

表記について、地方自治法第99条及び郡上市議会会議規則第14条第2項の規定に基づき、別紙意見書を提出する。

令和3年12月23日提出

提出者 郡上市議会総務常任委員会委員長 田 中 やすひさ

郡上市議会議長 山 川 直 保 様

提出理由

消防団員の処遇改善に向けて、普通交付税の算定方法の改善や特別交付税のさらなる拡充など、市町村の実情に応じた一層の財政支援を国に求めるため。

消防団の活動に係る支援の充実を求める意見書（案）

消防団は、火災、地震等の災害時には、現場において消火活動や救助活動等に当たり、地域住民の安心・安全の確保のために大きな役割を果たしている。

少子高齢化等による団員数の減少、団員の平均年齢の上昇が見られる一方で、災害の多発化・激甚化により消防団員の負担は増加しており、消防団を取り巻く環境は厳しさを増している。

このような状況の中、国は、消防団員数を確保することを目的とした「消防団員の処遇等に関する検討会」を開催し、団員の処遇改善に向けた通知を各自治体に出されたところである。

しかし、普通交付税の消防費は、標準団体行政規模として人口10万人当たり583人を標準団員数として算定しているが、広大な面積を有する本市のような自治体（1,030.75平方キロメートル）では、標準団員数による活動では十分な災害対応活動を行うことができないのが実態である。

消防団を中核とした地域防災力充実強化に関する法律における「地域防災力の充実強化」には、本市のような中山間地域においては、現状程度の団員数の確保は不可欠である。

平成30年の多発広域化した豪雨災害の際には、標準団員数を大幅に上回る市の消防団が、危険箇所の警戒や避難誘導、避難所の運営補助等に至るまで行き、市民の安心・安全に大きく寄与した。

また、特別交付税については、消防団員が前年に対して増加または標準団員数の2倍以上有する市町村に対し、普通交付税の措置額を超える分の2分の1が措置されてはいるが、実態に見合った交付税措置等がされていないことから、大きな負担が生じている状況である。

そこで、本市においても消防団員の処遇改善に向けて検討を行っているが、国においても、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を一層図るため、普通交付税の算定方法の改善や特別交付税のさらなる拡充など、市町村の実情に応じた一層の財政支援を行うことを強く求める。

上記のとおり地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月23日

岐阜県郡上市議会。

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、消防庁長官

○議長（山川直保） ここで、提出者の説明を求めます。

11番 田中やすひさ議員。

○11番（田中やすひさ） 今、議会事務局長が朗読をしていただいたとおりですが、補足をさせていただくと、郡上市もこういったことを要望として、総務省や財務省にも上げておみえです。今、郡上市が、消防団の処遇の改善等に向けて検討をされておるこの段階で、こういった意見書を国に出すことは誠に適切であると総務委員会として考えておりますので、議員の皆さんの御賛同をどうかよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（山川直保） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま、議題となっています議発第13号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議発第13号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 異議なしと認めます。よって、議発第13号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議報告第12号について（報告）

○議長（山川直保） 日程27、議報告第12号 諸般の報告について（議員派遣の報告）を議題といた

します。

議員派遣の報告が別紙写しのとおり提出されましたので、お目通しいたごき、報告に代えます。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

◎市長挨拶

○議長（山川直保） ここで、市長から御挨拶を頂きます。

日置市長。

○市長（日置敏明） 令和3年第4回郡上市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議会におかれましては、去る11月30日開会以来、本日12月23日に至るまでの24日間にわたり、終始慎重かつ御熱心に御審議をいただきました。専決処分をいたしました事件の承認をはじめ、令和3年度の補正予算や条例改正、指定管理者の指定等並びにたごき本日追加提案をいたしました補正予算案に至るまで、多くの議案につきまして御議決をいただき、誠にありがとうございました。それぞれの施策、制度の適切な執行、運営に努めてまいります。

また、審議の過程で頂きました数々の御意見・御提案につきましては、市政運営にそれを踏まえてまいりたいと存じます。

議会開会の御挨拶でも申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症の第5波がおおむね終息したと目される中、新たな変異株、オミクロン株が出現し、国内感染は短期間のうちに160例を数え、県内においても1名の感染が確認をされました。その感染力や重症化等の情報を注視しながらも、冷静な対応に心がけてまいりたいと存じます。緩みない感染防止対策の徹底はもとより、3回目のワクチン接種を着実に進め、市民の皆様の安心な暮らしと活気あるまちづくりに向け、今回打ち出しましたコロナ経済対策、生活支援対策等を推し進めてまいります。

昨年は、年末年始に当たり、御家族、親族などで、遠方にお暮らしの方々に、帰省を控えていただくようお願い申し上げましたが、今年には十分注意をしていただきながらではありますけれども、御家族そろって新年を迎えることもかなうのではないかとごきいうふうに思っております。このことを取りましても、長期にわたる様々な活動の制限や自粛、日々の基本的な感染予防により、コロナ克服に向け着実に前進していると感じます。

年が明けましたら、1月9日には、令和4年成人式の開催が予定されています。どうか、新成人の皆様の晴れやかな笑顔が集うことができますよう、そして、来年こそは穏やかな年となりますよう、切に願うものであります。

結びに、議員の皆様方におかれましては、健康に十分御留意をいただきまして、来る令和4年におきましても、ますます御活躍くださいますよう祈念申し上げます。

以上、閉会に当たり御挨拶といたします。令和3年12月23日、郡上市長 日置敏明。ありがとう

ございます。

◎議長挨拶

○議長（山川直保） ありがとうございます。

それでは、令和3年第4回郡上市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会におきましても、新型コロナウイルス感染症の対策を取りながらの議会となりましたが、11月30日から本日まで24日間にわたり、条例の改正をはじめ、追加補正を含む補正予算や指定管理者の指定など、市政の諸案件につきまして、極めて慎重に御審議いただきまして、全議案滞りなく議了することができました。これも、ひとえに議員各位の御協力によるものと深く感謝申し上げます。

また、市長をはじめ、執行部の各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審議に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

今定例会を通じまして、議員各位から審議の過程や一般質問などで述べられました意見、要望につきましては、今後の市政の執行に十分反映をされますようお願い申し上げます。

また、代表監査委員におかれましては、本会議への御出席を、誠にありがとうございました。

議員各位並びに執行部各位におかれましては、年末で御多忙のことと思いますが、引き続き新型コロナウイルス感染症対策をしっかりと行っていただき、健康にも十分御留意をされて、ますますの御活躍を御祈念申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。

◎閉会の宣告

○議長（山川直保） 以上をもちまして、本日の会議を閉じます。

これをもちまして、令和3年第4回郡上市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

（午前11時42分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 山 川 直 保

郡上市議会議員 清 水 敏 夫

郡上市議会議員 美谷添 生

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長

郡上市議会議員

郡上市議会議員